

鶴岡市中小企業振興条例（案）に対する意見公募の結果

1. 概要

- (1) 募集期間 令和3年3月26日（金）～ 令和3年4月15日（木）
 (2) 意見提出者 1名（意見総数2件）

2. いただいたご意見への対応状況

分類	対応状況	意見数
賛同	計画案全体に対して同趣旨及び賛同いただいたもの	0件
参考	今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの	2件
修正	ご意見の趣旨を参考に計画案を修正したもの	0件
	合計	2件

3. 提出された意見内容及びそれに対する市の考え方

No	いただいたご意見	分類	ご意見に対する市の考え方
1	<p>■第4条 市の役割について</p> <p>基本計画が実効性のあるものとするため、毎年度、進捗状況を管理する。</p> <p>その際、市は、講じた背策、講じようとする施策など目標達成状況などについて広く公表する。</p>	参考	<p>本条例には基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を策定、実施する旨を記載しております。</p> <p>中小企業の振興に関する個別施策の進捗状況や達成状況については、市の最上位計画である総合計画に基づき、毎年度ローリング方式により3カ年の実施計画を策定・評価の上、公表しておりますことから、引き続き施策の実効性確保と進捗管理・公表に努めてまいりたいと考えます。</p>
2	<p>■第9条 施策の効果的かつ効率的な実施</p> <p>施策の効果的かつ効率的を図るために連携と促進を講ずるためには、より幅広く意見を集め、市民一体型とする必要があります。</p> <p>そのためにも、中小企業・経済団体(小規模家族経営の代表する団体も)自治体・市民(教育者なども)など、幅広い団体・市民で構成する協議会を定期的実施することが望ましい。</p>	参考	<p>中小企業振興施策を含む総合計画の策定・実施に関する調査及び審議については、知識経験者、関係機関、市民の代表者等で組織された「鶴岡市総合計画審議会」において協議されているほか、特に喫緊の課題については定期的に経済・労働・金融の代表者で組織する「鶴岡市経済対策会議」を開催しております。今後も幅広いご意見の収集に努めてまいりたいと考えます。</p>